

令和7年度第9回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年12月18日(木)午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	野谷	和雄	7番	水島	寿徳
2番	松崎	博	8番	内山	昌代
3番	関山	美智子	9番	鈴木	透
4番	小林	茂	10番	井上	昌之
5番	香坂	政博	11番	中村	隆一
6番	野谷	茂	12番	橘川	均

4 欠席委員 なし

5 事務局職員出席者

事務局長	小宮	正嗣
副主幹	剣持	貴宏
主任主事	井上	大地

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

9番	鈴木	透	10番	井上	昌之
----	----	---	-----	----	----

8 報告事項

- (1) 農地法第3条の3の規定による届出について
- (2) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- (3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

会議の状況

【議長】

おはようございます。年末の忙しい時にお集まりいただきありがとうございます。

先日、新規就農者の青パパイヤの圃場を見に行きまして、その方も寒さで全滅してしまっがっかりされていたのですが、私も湘南ゴールドを作っております、収穫する時はよいのですが1か月貯蔵しますと寒さで実がブヨブヨになり出荷できない状態がありますので、やはり気候などは大変だと痛感しました。

ということで早速始めたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは令和7年度、第9回の総会を開催いたします。

本日の出席委員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第9回総会の議事録署名委員につきましては、9番鈴木委員、10番井上委員にお願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。事務局より報告事項の朗読及び説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項（1）朗読 —

それでは説明いたします。

農地の所有権を取得する際は農業委員会の許可が必要となりますが、相続による場合は許可の必要はなく、届出を提出していただければよいことになっております。

なお、今回、相続により所有権を取得された2件の農地につきましては、いずれも農業委員会によるあっせん等の希望がなく、資料に地図を添付しておりませんのでご了承ください。

はじめにNo. 1の農地については、二宮町消防署の東側の位置にある土地で、二宮地区内の1筆となっており、相手方への届出の受理通知書については11月18日付で発行しております。

続いてNo. 2の農地については、二宮町役場の北東側の位置にある土地で、二宮地区内の合計6筆となっており、相手方への届出の受理通知書については11月21日付で発行しております。

— 報告事項（2）朗読 —

それでは説明いたします。

農地を転用しようとする際は農業委員会を経由して県知事の許可を受ける必要がありますが、市街化区域内の農地を転用する場合は農業委員会に届け出ることによって許可は不要となっております、その際に農地の権利移動を伴わない転用が農地法第4条、権利移動を

伴う転用が第5条による届出となります。

今回は市街化区域内での第4条及び第5条の転用をいずれも受理しております。

はじめに第4条の転用について、土地の場所は関係資料位置図の地図1をご覧ください。

こちらは先ほどの報告事項(1)で相続の届出があった二宮町消防署の東側の位置にある二宮地区内の土地で、住宅敷地として転用される目的での手続きとなり、相手方への届出の受理通知書については11月18日付で発行しております。

— 報告事項(3)朗読 —

それでは説明いたします。

先ほどご説明しました市街化区域内の農地の転用のうち、今度は農地の権利移動を伴う転用である第5条の転用について、3件の届出を受理しております。

はじめにNo.1の土地の場所については、関係資料位置図の地図2をご覧ください。

こちらは二宮町立体育館の北西側の位置にある土地で、住宅敷地として転用される目的での手続きとなります。

なお、譲受人は2名で、持分2分の1ずつの共有名義となります。

続いてNo.2の土地の場所については、関係資料位置図の地図3をご覧ください。

こちらはNo.1の隣接地となっており、道路敷地として転用される目的での手続きとなります。

なお、持分3分の1ずつ3名の共有名義であった土地を、持分2分の1ずつ2名の共有名義に変更する形となります。

最後にNo.3の土地の場所については、関係資料位置図の地図4をご覧ください。

こちらもNo.1の隣接地となっており、道路敷地として転用される目的での手続きとなります。

なお、こちらも持分3分の1ずつ3名の共有名義であった土地を、今度は1名の単独名義に変更する形となります。

また、相手方への届出の受理通知書については、3件いずれも11月14日付で発行しております。

報告事項については、以上でございます。

【議長】

ありがとうございました。報告事項であることから委員の皆様のご了承をお願いいたします。

本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前9時45分閉会